



奨学金の返還を支援します！

北川村では、若者の移住・定住と村内外の就労促進を図るため
奨学金の返還支援を行います。

北川村奨学金返還支援補助金のご案内

主な要件は次のとおりで、（１）から（４）すべてに当てはまる方が対象です。

対象となる方

- 1 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、卒業後奨学金の返済を遅滞なく行っている方
- 2 申請する年度の4月1日時点の年齢が35歳未満の方
- 3 申請時点で北川村に住民登録があり、かつ現に北川村に居住している方で、申請年度から引き続き10年以上居住の意思がある方
- 4 現に就労している者又は就労の内定を受けている方

補助額

上限額40万円／年

※申請年度の前年度に奨学金を返還した額
※利子、繰り上げ償還は対象外です

補助期間

最長15年間

※奨学金の償還期間を超えることはできません
※前年度以前に返還した額を申請することはできません

対象となる奨学金

- 独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金
- 公益財団法人土佐育英協会の貸与型奨学金
- 地方自治体の奨学金 など

補助要件、申請手続き等の詳細は、ホームページ若しくは住民課でご確認ください。

ホームページ <http://www.kitagawamura.jp>
役場住民課 電話 32-1214
mail jyumin@vill.kitagawa.lg.jp